

改正 平成29年7月19日杉並第21286号

平成30年3月29日杉並第69511号

(設置)

第1条 荻窪駅周辺地区におけるまちづくりの課題を共有し、方向性について検討、調整することを目的として、杉並区荻窪駅周辺まちづくり検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 荻窪駅周辺地区のまちづくり方針の検討及び調整に関すること。
- (2) 荻窪駅周辺地区のまちづくりに係る研究及び庁内の情報共有に関すること。
- (3) その他荻窪駅周辺地区のまちづくりにおいて必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、会長は都市整備部長とする。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、都市整備部まちづくり担当部長とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて、関係職員を構成員として加えることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて、検討会の下に部会を置くことができる。

- 2 部会長及び部会員は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を招集し、会務を総括する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会及び部会の庶務は、都市整備部市街地整備課拠点整備担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会の運営について必要な事項は、まちづくり担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。

附 則（平成29年7月19日杉並第21286号）

この要綱は、平成29年7月19日から施行する。

附 則（平成30年3月29日杉並第69511号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

構成員
都市整備部長
都市整備部まちづくり担当部長
都市整備部土木担当部長

政策経営部企画課長
区民生活部副参事（荻窪地域担当）
産業振興センター次長
都市整備部管理課長
都市整備部都市企画担当課長
都市整備部交通施策担当課長
都市整備部副参事（荻窪地区まちづくり担当）
都市整備部市街地整備課長
都市整備部拠点整備担当課長
都市整備部耐震・不燃化担当課長
都市整備部土木管理課長
都市整備部土木計画課長
都市整備部みどり施策担当課長